

日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業実施要項

平成30年2月8日
文化庁長官決定

(目的)

第1 本事業は、文化審議会国語分科会が取りまとめる「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」（以下、「教育内容等」という。）に基づく養成・研修を実施することにより、教育内容等の円滑な普及を促すとともに、日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的とする。

(事業区分と業務内容)

第2 本事業は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。

- 一 日本語教員の養成カリキュラム開発
教育内容等に基づく日本語教員の養成に係るカリキュラム及びプログラムの開発・実施並びにその成果の検証等業務。
- 二 日本語教育人材の研修カリキュラム開発
教育内容等に基づく日本語教育人材に対する研修に係るカリキュラム及びプログラム開発・実施並びにその成果の検証等業務。

(実施方法)

第3 本事業は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- 一 文化庁は、当該事業を実施する団体を公募するものとする。
- 二 当該事業の実施を希望する団体は、別に定める企画書等応募書類（以下「応募書類等」という。）を文化庁に提出するものとする。
- 三 文化庁長官は、提出された応募書類のうちから、本事業としてふさわしいものを選考、決定し、事業を委託する。
- 四 文化庁長官は、企画の選考、決定に当たっては、別に定める学識経験者等から構成される日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業企画・評価会議に諮って行うものとする。

(実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

(経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

(事業の変更等)

第6 第2の第1号及び第2号に定める事業区分に係る事業決定後に、事業の内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

二 第2の第1号及び第2号に定める事業区分に係る事業決定後に、やむを得ず本事業を取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。

(事業の報告)

第7 第2の第1号及び第2号に定める事業区分に係る事業の実施団体は、事業完了後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。